

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について
寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

令和3年7月19日（月）～令和3年8月17日（火）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

- ア 保健所（WEST19 3階）
- イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）
- ウ 各区役所総務企画課（広聴係）
- エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

http://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/mynumber/pia_iken.html

3 意見の受付方法

- (1) 郵送
- (2) 持参
- (3) FAX
- (4) 電子メール

4 意見数等

- (1) 提出者数
1名
- (2) 意見の受付方法
FAX
- (3) 意見総数
3件

5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方（予防接種に関する事務）

（令和3年7月19日～令和3年8月17日意見募集実施）

※ご意見は、原文を簡略化したり、類似意見をまとめたりしています。

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	<p>任意であるはずの予防接種について、その情報管理にこれまで不都合がなかったにも関わらず、マイナンバーで一元管理され、本人の同意なく情報が利用されるのはなぜか。</p>	<p>予防接種の適切な実施は、公衆衛生上重要であり、転居時には接種歴を把握する必要があるほか、健康被害の救済にも必要な情報となります。そのため、マイナンバー制度による自治体間での情報共有への対応は法令で義務付けられており、これに対応するシステムの利用・運用についても法令に従うべきものと考えております。</p> <p>なお、予防接種に関する事務について、札幌市では平成29年よりマイナンバーを活用した情報連携を行っており、今回の「特定個人情報保護評価書」への意見募集は、マイナンバーを活用した情報連携が可能な予防接種に関する事務の対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種に関する事務及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務が追加されたことによるものです。</p>
2	<p>情報管理について、民間企業に委託するようですが、責任の所在はどこにあるのか。</p>	<p>母子保健情報システムの委託先については本市に監督責任がありますが、VRSの委託先については国に監督責任があります。</p>
3	<p>今回の「特定個人情報保護評価書」への意見募集について、どこまで周知したのか。また、資料が多すぎてわかりづらいので説明会を開くべきである。</p>	<p>札幌市ホームページに掲載しているほか、市役所本庁舎2階市政刊行物コーナー、各区役所総務企画課広聴係、各まちづくりセンター及び保健所において配布いたしました。</p> <p>また、「特定個人情報保護評価書」に記載すべき内容は「特定個人情報保護評価指針」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）で定められていることから、分量が多いことについてはご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、説明会の開催は予定しておりません。</p>